

令和7年度「使用済製品のリユースの促進に係る検討会」(第3回) 議事要旨

1. 開催概要

(1) 日時・場所

日時：令和8年3月10日(火) 10:00~12:00

場所：オンライン会議

(2) 議事

- (1) 「リユース等の促進に関するロードマップ」(案)について
- (2) 「リユース等の促進に関するロードマップ」の推進に向けて
- (3) その他

(3) 出席委員

小野田 弘士 早稲田大学 理工学術院大学院 環境・エネルギー研究科長 教授
佐々木 創 中央大学 経済学部 教授
田崎 智宏 国立環境研究所 資源循環領域 資源循環社会システム研究室 室長
手塚 一郎 清和大学 学長 教授
沼田 大輔 福島大学 経済経営学類 教授
山川 肇 京都府立大学大学院 生命環境科学研究科環境科学専攻 教授

(4) 配布資料

資料0 議事次第
資料1 出席者名簿
資料2 「リユース等の促進に関するロードマップ」(案)
資料3 「リユース等の促進に関するロードマップ」の推進に向けて

参考資料1 令和7年度「使用済製品等のリユースに関するモデル実証事業」(埼玉県坂戸市)
参考資料2 令和7年度補正予算 自治体による物価高騰対策に資するリユース等支援事業
公募要領
参考資料3 令和7年度補正予算 リユース等の促進に関するモデル実証事業 公募要領
参考資料4 循環型ファッションの推進に向けたアクションプラン(素案)について

(5) その他

本検討会は、公開にて実施された。

2. 議事概要

(1) 開会挨拶

【環境省 金子企画官】

- ・ 本日はご多忙の中、検討会にご参加いただき感謝する。先週3月6日(金)に循環経済(サーキュラーエコノミー)に関する関係閣僚会議が開催された。議論の主眼は、重要鉱物や金属の再生資源の供給サプライチェーンの強靱化が中心であるが、その議論の柱の一つとして、地域循環資源の徹底活用による地域活性化があり、リユースもその中で位置づけて議論された。今後は幹事会等で議論を進め、4月目途に循環経済行動計画を策定し、成長戦略に組み込む予定である。短期間で議論を進めていく予定である。
- ・ 本検討会はリユース等の促進に関するロードマップを取りまとめるための意見をいただく場であり、今回が最終回の予定である。前回ご指摘いただいた点を踏まえていくつか修正しているため、本日はその点を中心に説明し、ご議論いただきたい。
- ・ 議事2では、ロードマップの推進に向けて、特に優良事業者のガイドライン策定とリユース先進自治体の促進に向けた取組の方向性について、現状で念頭に置いている事項を説明するので、来年度以降の進め方についてご意見をいただきたい。
- ・ リユースに関する取材等も入っており、一定の注目をいただいている。本日いただいたご意見を踏まえ、しっかりと進めていきたい。ご議論をよろしく願います。

(2) 「リユース等の促進に関するロードマップ」(案)について

【小野田座長】

- ・ まず議事「(1)『リユース等の促進に関するロードマップ』(案)について」、事務局から資料2の説明をお願いします。

【環境省 寺野補佐】

(資料2の説明)

【佐々木委員】

- ・ 前回は欠席したため、議事録等で内容を確認したが、皆さんの意見がかなり反映されたと感じている。前回出席していないため、やや根本的な指摘になるかもしれないが、4点確認したい。
- ・ 1点目は全体に関わる点であり、今後の議論にも関係するかもしれない。当初はリユース促進に向けた懇談会等で業界団体へヒアリングを行い、その内容が素案に一部反映されたと認識しているが、その後、ロードマップの議論が進む中で業界団体への追加ヒアリングを実施したのか、また自治体からの意見をどのように聴取したのか、あるいは陳情等があった場合、その情報は共有されるのか確認したい。今後の進捗管理の過程では自治体や業界団体が参画する理解だが、現時点では有識者のみで議論している印象があり、現場の意見がどこまで反映されているかが見えにくい点が気になった。
- ・ 2点目はスライド6、あるいは全体に関わる点である。リユース需要の喚起において公共

調達の推進は重要だが、直感的には生活者の需要喚起が先にあるべきではないか。「2.リユースに触れる機会の拡充」に含まれているかもしれないが、こちらはリスク低減や周知といった push 型政策が中心であり、「3.リユース需要の喚起」では生活者向けインセンティブ等の pull 型政策も必要ではないか。例えばリユースのエコポイントなど、需要を喚起する pull 型政策の検討を提案したい。

- 3点目はスライド6の平仄がやや気になった。スライド7以降で「①優良事業者ガイドラインの策定」など①②③と項目が並ぶが、優良事業者の評価を後押しする仕組みは②にはなく、スライド6には「具体的な施策」として記載されているが、平仄が揃っていない印象がある。
- 4点目はスライド12について、環境価値の見える化や環境保全効果について記載がある一方、スライド13では海外等の調査を踏まえた後にカーボンニュートラル等の話が出てくる。カーボンニュートラルはもう少し早い段階で扱うべきではないか。リユース事業者だけでなく、メーカーや量販店も巻き込む場合、環境負荷の削減効果の把握は重要である。ただし、現状ではバウンダリー設定や機能単位の定義が難しく、評価手法が統一されていないため、各社が独自に評価している状況である。評価基準の統一を早期に進めることで、廃棄物削減やカーボンニュートラル効果の見える化が促進され、リユース推進につながるのではないかと。

【環境省 寺野補佐】

- 業界団体や自治体のヒアリング内容の反映については、業界団体には適宜ヒアリングを実施しており、内容についてはおおむね理解を得ている。
- リユース需要の喚起における生活者向け pull 型施策については、現時点で明記していないが、キャンペーンや自治体ポイントの付与など、モデル事業等を通じて生活者への具体的な需要喚起策を今後模索していきたい。
- スライド6の優良事業者に関する記載の平仄については、内容を再精査し、整合性を図る。
- カーボンニュートラル等の調査については、見える化事業の中で来年度以降に着手予定であり、早期実施のご意見を踏まえ、調整の上で検討・調査を進める。

【環境省 村井補佐】

- 1点目について補足する。リユース促進に向けた懇談会の中で、業界団体・自治体から方向性自体は問題ないとの意見を得ている。一方で、内容面では改善提案もいただいているため、議事2に関連するが、次年度以降のガイドライン策定や推進にあたっては、業界団体や自治体の皆様にも参画いただき、検討を進めていきたいと考えている。

【山川委員】

- 2点ある。1点目は、スライド2に追加された対象範囲についてである。シェアリングを最も小さいループとして描いているが、一般的にシェアリングの多くはレンタル形式であり、一部にはメルカリのような所有権が移転するリユースも含まれるという定義が多い。この内側に配置したシェアリングをどのような定義で位置づけたのかが気になった。一度整理いただき、リユース・リセール、リース・レンタルにかかる一部をシェアリングとし

て描くような記載も検討いただきたい。

- ・ 2点目は、スライド15の「ロードマップ推進に向けた今後の検討事項」についてである。これは後の資料3でも出てくるが、「リユース品の購入促進・排出促進に関する具体的な事業実施」という記載について、“購入促進”は良いが、“排出促進”と記載すると「貯めているものを出して使う」というニュアンスに限定されてしまう。しかし、実態調査の項目を見ると、粗大ごみとして出てきたものをリユースすることも含まれている。より分かりやすくするため、「不用品のリユース促進」など、「リユース品の購入促進と不用品のリユース促進」という表現に修正し、幅広い内容を含むことが分かるようにしてほしい。

【環境省 寺野補佐】

- ・ スライド2のシェアリングの図表については、分かりやすさを重視して作成したため、シェアリングを中心に配置した。山川委員のご指摘のとおり、シェアリングは多岐にわたるため、図表については再度整理する。
- ・ 今後の検討課題に関する2点目の「排出促進」については、「不用品のリユース促進」というニュアンスでの表現修正が適切と考える。ご指摘のとおり修正する。

【山川委員】

- ・ スライド2については、少なくともレンタルとリユースの間にシェアリングを配置すると良いと考える。重ねると分かりにくい場合は、その点も含めてご検討いただきたい。

【沼田委員】

- ・ 前回の議論をしっかりと反映した内容となっており、非常に良いと感じているが、1点だけ気になる点がある。「参考資料4 循環型ファッションの推進に向けたアクションプラン(素案)について」では「使えるものは譲る」という記載がある。資料2のスライド15には「自らが大切に長く使用するという視点も大事」とあるが、「譲る」という視点があまり見受けられない。「譲渡」という言葉はリユースの定義の中にあるが、ここでの「譲渡」は主に物品の売買を伴うものが中心のように思われる。「譲る」には「無償で譲る」場合と「有償で譲る」場合がある。「無償で譲る」という観点も、今後の検討課題の一つとして記載してほしい。参考資料4のスライド11の「使えるものは譲る」は「リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた」とあるため、「譲る」という観点を明記すべきではないか。

【環境省 寺野補佐】

- ・ 「譲る」という観点は評価が難しい部分もあり、ご指摘のとおり、本ロードマップでは要素としては薄くなっているが、ただリユースという行動として「無償で譲る」ことも重要な行動である。今後の課題として、どのように検討・評価していくかを明記したい。

【田崎委員】

- ・ 大きく2点指摘する。1点目は、前回までは製品リユースの議論が中心であったが、今回は部品リユースや容器リユースを含め、リペア、リセール、リファービッシュなど幅広い内容が明確に位置づけられた点は評価できる。ただし、スライド2の図を見ると、その表

現方法については、山川委員や沼田委員からも指摘があったとおり、工夫が必要である。例えば、容器リユースに関しては「リフィルをする」という表現が明記されておらず、「家庭内での『おさがり』によるリユース」も明確に記載されていない。すべての用語を盛り込むと図が煩雑になるため、「等」といった表現を加えることで、図の分かりやすさを保ちつつ網羅性を高めることができると考える。

- 2点目は、製品リユース以外の分野についてである。現状、製品リユース以外の領域は調査を経て今後のロードマップで検討する位置づけとなっている。スライド14では、製品リユース以外の分野については2026～2027年度に調査を行い、その後2028年度以降に展開する計画となっているが、2028～2030年の残り3年間の計画をいつ策定するのか、例えば2027年中頃なのか、あるいはさらに後なのか、タイムラインを明確に意識しておくべきである。特に製品リユース以外の分野については、計画策定期間に注意してほしい。
- また、スライド2の図ではリサイクルは今回の対象範囲に含まれていないが、実際には日本のリサイクル制度において、リサイクル品として回収したものの中からリユースされるケースもある。例えばPCでは、資源有効利用促進法に基づきリサイクル率・リユース率の目標をあわせた形で設定されている。リサイクルよりもリユースを優先するという考え方を、日本の法制度やリサイクルスキームに組み込むことは今後重要となる。スライド14を見ると、既存のリサイクル制度の中にリユースを位置づけ、リユースを促進するための制度的変更や施策が明確に記載されていない。したがって、リサイクル法の見直しの適切なタイミングでリユースを促進するための制度変更をインプットすることを、「4.リユース促進に向けた基盤づくり」等にしっかりと盛り込むべきである。

【環境省 寺野補佐】

- 対象範囲について、容器リユースのリフィルやおさがりといった観点が抜けているとのご指摘を受けたため、他の委員のご意見も踏まえ修正する。
- ロードマップ全体に関して、2028年度以降のアクションが不明確である点については、2026、2027年度の検討を踏まえ、できるだけ早期に明確化できるよう検討を進める。
- 政策的にリサイクルからリユースへの転換については、ご指摘のとおりであり、「4.リユース促進に向けた基盤づくり」の中でまず調査を行い、検討を進める。

【手塚委員】

- スライド7～8について、「実施内容」の最後に「※資源有効利用促進法と適宜連携」とあるが、この資料内でこのように記載すること自体には異論はない。ただし、具体的にどのような内容を想定しているのか確認したい。田崎委員の2点目とも関連するかもしれないが、具体的な内容を記載してほしいというよりは、どのような意図でこの表現を入れているのか説明をお願いしたい。

【環境省 村井補佐】

- 資源有効利用促進法は、CE コマースの促進という形でリユースを含めた取組が進められており、現在、経済産業省で制度の検討が行われている。4月1日施行予定だが、制度の詳細はまだ確定していないため「適宜連携」と記載している。今後、制度内容が決まり次第、

どのような連携が可能か明らかになる。本検討会にも、経済産業省もオブザーバーとして参加しているため、連携を図っていきたい。

(3) 「リユース等の促進に関するロードマップ」の推進に向けて

【小野田座長】

- ・ 議事「(3)「リユース等の促進に関するロードマップ」の推進に向けて」、事務局から資料3の説明をお願いします。

【事務局】

- ・ (資料3の説明)

【小野田座長】

- ・ ただ今の説明は、優良事業者ガイドラインの検討とリユース先進自治体の2つに大きく分かれていた。論点整理の観点から、まず優良事業者ガイドラインについてご意見をいただきたい。事務局からの論点提示があるが、まず「優良事業者ガイドライン検討の進め方(案)」について、何かご意見・ご質問、ご発言があればお願いします。

【佐々木委員】

- ・ スライド4の論点2、取扱品目の範囲については、もう少しブレイクダウンして考える必要があるのではないか。優良事業者ガイドラインとなると、製品ごとに基準が大きく異なるはずである。家電製品、ファッション・衣類、家具、おもちゃなど、さまざまな製品があるため、製品ごとに追加で検討すべき事項があるのではないか。したがって、「取扱品目の範囲」だけでなく、「取扱品目の範囲+製品特性」に応じた検討課題を考慮する必要がある。
- ・ スライド7に業界団体のガイドライン等の一覧があるが、リユースに特化した団体が挙げられていると思う。例えば、遺品整理に関してさまざまな業界団体から出ているので、今後の調査でフォローしてほしい。

【環境省 寺野補佐】

- ・ 取扱品目の範囲については、製品特性に応じた検討課題があると認識しており、課題整理を進めていきたい。
- ・ 業界団体のガイドライン等については、遺品整理等も含め、幅広く調査し、策定するガイドラインに反映させていきたい。

【沼田委員】

- ・ 佐々木委員のご意見に関連して3点指摘する。リユースといっても品目によって手法が大きく異なることは資料からも明らかであり、各業界団体に既に認証や養成講座、検定などが実施されている。したがって、一律にまとめるのは難しく、各業界団体の取組を追認する形になるのではないか。その追認方法と、追認した内容を消費者に広く周知する必要がある。例えばJROやJRAAの認証が消費者にどの程度認知されているかも考慮すべきであ

り、認知度が低い場合はどのように周知するかも重要な観点である。

- ・ もう1点は、「自分は優良である」と主張する業者も存在すると思われる。リユース検定やガイドラインに従っていないが「優良」と自称するケースもあるため、例えば環境省のウェブサイト上で、どのような形で認証しているかを一覧で確認できるようにすれば、信頼性や消費者への周知の観点から有効である。消費者が困ったときに参照できるようなウェブサイトの検討をお願いしたい。
- ・ 3点目は、一度認証された後も常に優良とは限らない。業態が変化し、最初は優良でも後にそうでなくなる場合もあるため、どのように更新していくかも検討課題に含めてほしい。

【環境省 寺野補佐】

- ・ ご指摘の点は我々も問題意識を持っている。まず民間の認定について、それを追認するかどうかも含めて令和8年度に議論していきたい。また、国民に十分周知されなければガイドラインの意義が薄れるため、周知方策も併せて検討する。優良事業者が一覧で確認できる仕組みも必要と考えており、周知方策とあわせて検討したい。
- ・ また、認定の更新についても、民間認定で更新を取り入れている例もあるかもしれないが、重要な観点であるため、全体の議論の中で更新についても検討していきたい。今後の進め方については未定の部分もあるが、現時点での回答とする。

【田崎委員】

- ・ 大きく3点指摘する。1点目は、スライド4の「論点1：優良事業者の基準」についてである。ほぼ網羅できていると思うが、リユース業を営む上で適正処理と利益確保の観点から、売れ残り品を適正に処理できているかは非常に重要である。この点も意識しながら基準の議論を進めてほしい。
- ・ 2点目は、「論点2：対象とする事業者の範囲」についてである。現在想定されているのは、いわゆるリユースショップの優良事業者だと思うが、もう少し分割した形で優良事業者の認定を行うことも検討すべきである。具体的には、リユース品を集める段階と販売する段階があり、優良販売店としての認証も考えられる。また、回収の段階で「この事業者に渡せば適正に処理される」といった回収事業者の優良認定も想定できる。基本は両方を一体的に行う事業者を対象としたガイドライン策定だと思うが、回収と販売を分けて認定することも検討してほしい。
- ・ 3点目は、「論点2：対象とする事業者の範囲」には、リユースショップだけでなく、リユースも営む多様な事業者が含まれることが想定される。新品製品の販売も行うがリユース品も扱う事業者や、リサイクラーでありながらリユースも行う事業者など、境界領域や複数分野にまたがる事業者をどこまで認定対象とするかが今後の議論となる。例えば、国外リユースや輸出を主とする事業者を優良事業者ガイドラインに含めるかどうかも検討課題である。今回はリユース全体を捉えている事業者を限定的に捉えるのか、周辺領域も含めて検討するのか、範囲設定に注意してほしい。

【環境省 寺野補佐】

- ・ 売れ残り品の適正処理については、リユースショップの評価項目の一つとして重要である

ため、全体のガイドラインの中で検討したい。

- ・ 回収と販売の両方をセットにした評価・ガイドラインを念頭に置いているが、回収や販売のシーンごとに応じた評価も必要とのご指摘はそのとおりであり、どのような場合分けができるか、どのような評価が可能か、今後の検討の中で確認していきたい。
- ・ 事業者が新品とリユースの両方を扱う場合や、リサイクラーがリユースも扱う場合など、対象事業者の評価や分類についても整理が必要であるため、引き続き内容を精査し、ガイドラインを策定していきたい。

【山川委員】

- ・ 2点コメントする。スライド4について、そもそも論となるが、民間でさまざまな取組やガイドライン、検定制度がある中で、環境省として新たにガイドラインを策定する必要性や問題意識が十分に理解できていない。簡単に整理して説明してほしい。
- ・ 2点目は「論点1：優良事業者の基準」に関して、田崎委員の指摘にも関連するが、リユース率のようなパフォーマンス指標についても評価が必要ではないかと考える。事業者によっては修理してリユースする場合もあれば、しない場合もある。リユースできないものについては部品取りだけでもリユースする事業者もあれば、そうでない事業者もある。これらをどのように評価するかも検討が必要である。

【環境省 寺野補佐】

- ・ 優良事業者ガイドラインの策定に関する環境省の課題意識については、先ほどの具体例でも述べたとおり、さまざまな認定が存在するものの、十分に周知されておらず、正しく評価されていないため、リユース業界の信頼性低下につながっていると認識している。そのため、国として統一的なガイドラインを策定し、リユース業界の信頼性向上を図ることを目的としている。
- ・ リユース率などパフォーマンス指標についても、今後の検討課題としてしっかり議論したい。

【手塚委員】

- ・ 優良事業者ガイドラインを策定する目的・目標は多岐にわたるが、基本的には生活者や自治体といった主体が優良事業者を簡便に見分けられる目安となることが非常に重要である。その意味で、ガイドラインは事業者に対してクリアしてほしい基準を示すだけでなく、生活者や自治体に対して「どこに着目すれば優良事業者とそれ以外を見分けられるか」を明確に伝える役割も担うべきである。先ほど沼田委員の発言にもあったが、生活者側にも「目の付け所」が伝わることが重要である。ただし、事業者側ほどガイドラインの内容を細かく理解する必要はなく、むしろ「自分が取引するリユース事業者はどこに着目して優良かどうかを判断すればよいか」が分かるように、かみ砕いた説明が必要である。
- ・ ガイドラインが機能し始めれば、ウェブサイト等で検索し、優良事業者を取引相手として選択できるようになるかもしれないが、生活者や自治体が目の付け所を把握できるような示し方も重要である。そのため、ガイドライン策定後に他の主体へ説明する方法を検討するのではなく、ガイドライン策定と並行して、他の主体への説明方法も同時に検討するこ

とが合理的である。こうした流れを検討してほしい。

【環境省 寺野補佐】

- ・ 手塚委員のご指摘はまさにそのとおりであり、ガイドラインを策定しても「何に対して優良なのか」が生活者に伝わらなければ意味がない。リユース業界の信頼性向上にもつながらないため、こうした観点も意識し、ガイドライン策定と同時並行で説明方法も検討していきたい。

【沼田委員】

- ・ 優良事業者ガイドラインを運用する段階で、優良事業者マークがあれば、より購入が促進され、消費者が優良事業者にたどり着きやすくなると考える。ロードマップにある「リユース促進キャンペーン」など、生活者の目に触れる機会を増やすことも同時並行で検討すべきである。基本は優良事業者ガイドラインをしっかりと策定し、その上でリユース促進キャンペーンとの連携も意識して進めると、より良いものができるだろう。

【環境省 寺野補佐】

- ・ 生活者への周知にはキャンペーン等のほうが届きやすい面もあるため、ガイドライン策定をしっかりと行った上で、周知方法も含めてキャンペーン等と連動させていきたい。

【小野田座長】

- ・ ガイドライン関係について他にご意見がなければ、いったん議事を進める。後半のリユース先進自治体について、ご意見・ご発言をいただきたい。

【沼田委員】

- ・ スライド 18 の設問 3（案）は、「やっているか、やっていないか」のチェック形式となっている。チェックだけでなく、どのような形で実施しているかという自由記述欄も設けるべきである。チェックだけでは把握できない点も多く、実際に一般廃棄物処理基本計画への反映状況や情報発信の方法なども記述でフォローしたほうがよい。
- ・ 2点目は、「リユース品の購入促進・排出促進を促進する」と「促進」が重複しており、紛らわしいため、より簡潔な表現にすべきである。
- ・ 3点目は「4-2 主催等するイベント等でのリユース容器の利用」についてである。リユース容器を借りるだけでなく、自分でマイボトル・マイカップを利用することもリユースに該当する。多くの自治体でマイボトル・マイ容器の持参を呼びかけていると思われるが、これをここで回答してよいのか。リユース容器のレンタルを意味しているのか、区別して記載したほうがよい。マイボトルやマイ容器については別立てで設問を設けたほうが、回答者にとって分かりやすい。

【環境省 寺野補佐】

- ・ 自由記述については、現状、限られた時間と全自治体を対象とする集計の観点から、まずは項目として拾うことを優先している。また、設問には「4-3 その他（具体的な内容）」も

あるため、そこに追加記載いただくことも可能である。今後、どのように把握するかは検討課題としたい。

- ・ マイボトルやマイ容器についても、どのように設問に反映できるか検討したい。

【沼田委員】

- ・ よろしく願います。現状の設問だけでは把握できない内容もあると思うので、より精査していただきたい。

【山川委員】

- ・ スライド 17 について、協定の締結状況に関する設問だが、これは協定のみを対象としているのか確認したい。民間事業者等には福祉団体や市民団体でリユースの取組を行っている団体も含まれると思うが、その場合、協定ではなく支援や補助事業、委託事業となっている場合もある。こうした取組も調査対象に含めてほしい。
- ・ 2 点目はスライド 18 の広報に関する取組について、「1-1 広報誌、ウェブサイト等でのリユース促進に関する情報発信・啓発」では環境学習施設等での講座も含まれると思うので、例示に加えるとよい。「1-2 児童・子ども向けの情報発信・啓発」については、学校教育でのリユース体験教育の有無も設問に加えるべきである。まだ広がっていないため特別調査でもよいが意識してほしい。
- ・ 3 点目は「その他」について、「リユース容器」とあるが、選択肢 4:2 では 4-2 は主催イベントでの利用に限定されているが、リユースびんの拠点回収やリユース食器支援、洗浄車の貸出など、さまざまな取組がある。これらも含めて、協定以外の取組も広く調査できるようにしてほしい。リユース品の促進は製品リユースが中心だと思うので、「その他」で幅広く拾えるようにしてほしい。
- ・ 地方公共団体としてのリユース品調達については「庁内における」と限定されているが、学校や公共施設の統廃合に伴い多くの物品が発生し、それをどう扱うかも重要である。学校の備品は他校で再利用する場合もあるが、オークションやリサイクル市で住民に売却するケースもある。これらをどのように扱うか明記してほしい。庁内の部署間でのリユースが含まれるかどうかは現状の表現では分かりにくいので、含めるか否かを明記すべきである。
- ・ さらに、リユース品の調達・売却に関する手続きや書類様式がない自治体も多く、これが事務的なハードルとなっている。こうした点の確認も設問に加えることを検討してほしい。

【環境省 寺野補佐】

- ・ リユース協定の設問では、ロードマップの指標にある「リユースに関する締結」のみをまず調査対象としている。ただし、協定がなくても優れた取組を行っている自治体があることは認識しており、指標や評価方法も含めて今後の課題として整理したい。
- ・ その他の調査項目については、講座やリユース教育、リユース食器等についても例示や設問項目として追加を検討する。
- ・ また、庁舎だけでなく学校の統廃合等に関する取扱いについても、設問や例示で分かりやすく記載し、把握できるようにしたい。

- ・ 調達に関するガイドラインや手引きがないことが事務的なハードルとなっている点についても、その有無の調査や、リユース先進自治体の取組の中で課題として認識し、しっかり対応していきたい。

【佐々木委員】

- ・ スライド 18 について、一般廃棄物実態調査の中で調査を実施するため、できるだけ簡便な設問が望ましいと考える。山川委員や他の委員の指摘ももっともだが、現実的にはこの設問のボリュームが限界ではないかとも思う。自治体側からも、多少の文言修正の範囲でしか対応できないのではないかとされるだろう。
- ・ とはいえ、単なる〇×チェックだけでなく、「実施している：1、過去やっていたがやめた：2、実施を検討している：3、検討もしていない：4」といった選択肢方式にしたほうが、より多くの情報が得られるのではないか。過去実施していたがやめた場合は阻害要因の追加ヒアリングが可能となり、検討中であればモデル事業候補や数値目標倍増の伴走支援にもつながる。1～4の選択肢方式にすることで、設問の情報収集力が大きく向上するだろう。
- ・ 阻害要因を自治体に尋ねると、市民の回収・排出側の阻害要因が出てくるだろうが、自治体自身が阻害要因となっている場合も当然ある。例えば回収方法がごみと同じで商品として扱えずリユース業者が引き取れない、あるいはファッション分野でおそらく議論されていると思うが、専ら物の取扱いが自治体ごとに異なる、廃掃法上の取扱いで住宅内まで入るか否かが自治体で異なる等がある。過去実施していた自治体への阻害要因ヒアリングでこうした点を把握したい。回収の有無で回答の質が異なるため、アンケート後のヒアリング等で丁寧に情報収集してほしい。

【環境省 寺野補佐】

- ・ 回答方式を「実施中」「過去に実施」など幅を持たせることで、やっている・やっていないのグラデーションが把握しやすくなるというご指摘はそのとおりである。一般廃棄物実態調査の中でどこまで実現できるかは課題だが、あわせて検討したい。
- ・ 自治体の取扱いや法律が阻害要因となっている可能性も認識しており、具体的な取組をしている自治体には適宜ヒアリングし、深掘りしていきたい。

【田崎委員】

- ・ 皆さんの意見を聞きながら、一般廃棄物実態調査に盛り込める内容には限界があると感じている。いったん一般廃棄物実態調査への反映は脇に置き、設問 1 と 2 について指摘する。
- ・ 設問 1 については、協定締結自体がロードマップ指標に影響するため、内容を丁寧に把握したい。協定の対象品目や期間、「次の協定で他地域への情報インプットとしてどのような提案をするか」なども尋ねておけば、環境省からのインプットもしやすくなる。協定内容を丁寧に記載してもらおうというより、回答の省力化のためにも類型化して設問を設けるとよいのではないか。
- ・ 設問 2 については、位置づけの有無は実際のごみ処理基本計画等の文面を見ないと分からないため、位置づけている文章を明確に抜き出して回答してもらおうのが望ましい。現在は

生成 AI 等もあり、自由記述の集計も容易になっているため、多くの文章回答を集めたほうが後の分析もしやすいだろう。ただし、一般廃棄物実態調査の中でこれを実現できるかは疑問であり、例えばリンク先に記入してもらい、PDF ファイルをアップロードしてもらいなど、別の仕組みを検討しないと現状の調査では難しい。何らかの工夫をお願いしたい。

【環境省 村井補佐】

- 対象品目等を含めた協定内容については、ご指摘のとおり深掘りが必要と考えている。これは来年度の調査内容案として提示しているが、昨年度も同様の質問を実施しており、まもなく回答が出揃う予定である。その分析を踏まえ、今後何を深掘りすべきかを検討したい。
- 参考までに、本日午後には小型家電リサイクル法の検討会があり、そちらの基本方針にもリユースの位置づけを事務局案として提示している。他法令の動向も踏まえ、調査手法を検討したい。
- 設問数が増加しているという構造的な課題もあり、一般廃棄物実態調査全体の在り方についても適正処理推進課で並行して検討している。計画を提出いただいた場合は、こちらで分析することも可能と考えており、今回のご指摘を踏まえ適正処理推進課と連携していきたい。

【沼田委員】

- このアンケートを実施することで、ロードマップ上はリユース先進自治体を特定することになると思うが、どのように特定するのか。チェック項目が多い自治体を特定するのか。一般廃棄物実態調査では、廃棄物分野では費用や物量も調査していると思うが、量的な項目や費用に関する設問も加えなければ、リユース先進自治体の特定は難しいのではないかと。

【環境省 寺野補佐】

- 沼田委員ご指摘のとおり、まずリユース先進自治体の定義を明確にする必要がある。今回、設問項目を段階的に設定しており、例えばスライド 18 ではリユースの広報のみを実施している自治体、2-1 や 3-1 で具体的な取組を実施している自治体など、広報から購入促進、調達、さらに具体的な取組へと段階を踏んで設問を設けている。今後、リユース先進自治体を特定・支援するにあたっては、量的な指標や予算規模なども必要になると考えており、今後の検討課題としたい。

【沼田委員】

- 物量当たりの処理費用が算出できれば最良である。つまり、リユース処理量あたりのリユースにかかる費用が出せると理想的だが、それが難しい場合でも、リユース量やリユースにかかる費用を把握しているかどうかのチェック項目は設けてほしい。検討をお願いしたい。

【佐々木委員】

- この点は自治体に限らず全体的な話になるかもしれないが、資料のタイトルが「ロードマップの推進に向けて」となっている一方で、内容は優良事業者ガイドラインとリユース先進

自治体に限定されており、資料2のロードマップの①と④しか記載がないように見える点が気になっていた。前回、①④にフォーカスするという議論があったのであれば問題ないが、そうであれば資料2のp.14などで①と④にウエイトを置いていることが分かるように記載すべきである。②③⑤⑥⑦はどこに位置づけられているのか。②③⑤⑥⑦は環境省側で粛々と進められる内容であり、①と④は事業者の適正化や自治体の評価など、より重点的に議論すべき項目であるという説明も可能だと思うが、資料の見せ方として①と④のプライオリティが高いという議論があったのか確認したい。

【環境省 寺野補佐】

- ・ 第2回でプライオリティを議論したわけではなく、今後の進め方の中で特に議論が大きかったのが優良事業者ガイドラインとリユース先進自治体の評価であったため、資料3ではこの2点にフォーカスしている。リユースロードマップに記載している事項の推進はしっかりやっていきたいと考えているため、他の項目についてもご意見をいただきたい。今回の資料は、①と④が議論の中心であるが、ご意見をいただきやすい内容であるため、この2点に絞っている。

【手塚委員】

- ・ 佐々木委員のご発言を受けてコメントする。リユース先進自治体の拡大という項目立てがされているが、リユース促進全体の枠組みの中で考えると、まずリユース先進自治体が一定数存在し、それを把握・特定した上で、他の自治体がリユースに取り組む、あるいは既に取り組んでいる自治体がさらに一歩進んだ取組を行うためのモデルを示すことが重要である。これにより、さまざまな自治体がリユースに取り組む状況を構築することが目指されていると理解している。
- ・ したがって、リユース先進自治体の拡大はもちろん重要だが、リユース先進自治体以外にもリユース取組自治体（仮称）が存在し、またリユースに未着手の自治体もある。自治体ごとにリユースへの取組状況は異なるが、全体としてリユースに取り組む自治体を増やすことが目標であると理解している。まずはリユース先進自治体の状況を把握・周知し、リユース取組自治体を増やし、さらにそこから先進自治体へとレベルアップする自治体が増えることで、最終的には「リユース先進自治体」という区分が不要になることが理想である。
- ・ このように、リユース先進自治体の拡大がリユース促進全体の中でどのような役割を果たすのか、目的意識がやや曖昧に感じられるため、リユースに取り組む自治体を増やし、取組の高度化を目指すという趣旨を明確に示し、工程表等にも反映させるべきである。

【環境省 寺野補佐】

- ・ 手塚委員のご指摘はまさにそのとおりであり、リユース先進自治体だけでなく、これから取り組もうとする自治体や、既に取り組んでいる自治体の取組をさらに促進するという意味も込めて「リユース先進自治体の拡大」と記載している。今後は、こうした観点からの評価や取組の押し上げも進め、周知していきたい。

【手塚委員】

- ・ 非常に細かい点だが、資料3のスライド3の右下に「法令・コンプラ遵守」とあるが、「法令遵守」など、用語の統一を図ってほしい。

【沼田委員】

- ・ 細かい点だが、坂戸市の取組みに関する説明が資料3にあったが、参考資料1のスライド.19に「リユース品として回収したものの中に『ベビー・子供用品』『パソコン・周辺機器』はなかった」とある。おそらく空き家となっているところは高齢の方がお住まいだったところだからかと思うが、今後のリユースの在り方を考える際には、世帯特性に応じたモデルが必要であるだろう。今回の坂戸市の例は高齢世帯向けの事例と理解したので、今後は社会特性との関係も含めたモデル事例の提供を期待したい。

【山川委員】

- ・ 手塚委員のご指摘と重なるが、「リユース先進自治体の拡大」という表現について、そもそもリユース先進自治体は拡大しようとしてできるものではないのではないかと。リユース先進自治体とは新しい取組を初めて行う自治体であり、その数が増えれば「先進」ではなくなるため、表現として違和感がある。今さらロードマップの用語を変更するのは難しいかもしれないが、実際にやっているのは「リユースに取り組む自治体を増やす」「取組の高度化を図る」ということであり、自治体に対してメニューを提示し、次のごみ処理基本計画に取り入れてもらうという側面が強いと考える。
- ・ したがって、「リユース先進自治体の拡大」よりも、手塚委員の言う「リユース取組自治体の拡大」という観点で整理したほうがよいのではないかと。リユース先進自治体の定義を厳密に決めようとする、かえって無駄な議論になる懸念があるため、その点を指摘したい。

【環境省 寺野補佐】

- ・ 坂戸市の取組について、空き家でベビー用品等が出てこなかった点は、今後、空き家等の特性や生活者の属性を十分に考慮し、さまざまな類型を精査した上で施策を講じる必要があると認識している。今後もこうした点に留意していきたい。
- ・ また、山川委員のご指摘のとおり、「リユース先進自治体の拡大」という表現については、まずはリユースに取り組む自治体を増やすという観点で用いている。取組自治体の裾野を広げることも重視しており、取組や周知方法についてもご指摘を踏まえ検討したい。

【小野田座長】

- ・ 「リユース先進自治体」という言葉が環境省内で重い意味を持っているのか。用語を残すかどうかも含めて検討が必要だろう。
- ・ ロードマップでは2030年までに「リユース先進自治体支援」と記載されているため、リユース先進自治体の定義や枠組みづくりが必要となる。底上げを目指すのか、トップランナーを支援するのか、両方の意味合いが混在しているという指摘だと理解している。

【佐々木委員】

- ・ リユース先進自治体については同様の意見で、「先進」とすることで評価軸が必要になる点が気になっていた。
- ・ また、ガイドラインやリユース先進自治体については、現状 push 型の議論が中心であり、ガイドラインに応募する事業者やリユース先進自治体となることのメリットについても議論が必要である。来年度以降の課題かもしれないが、ガイドライン確定後やリユース先進自治体の調査・分析後には、どのように増やすかという pull 型のインセンティブの議論も必要である。特に優良事業者ガイドラインは難しいかもしれないが、自治体については設備補助などの枠組みも検討可能である。リユース推進にはヤードやトラック等の設備が必要になることが障害要因となるため、設備補助等による pull 型インセンティブの議論を将来的に進めてほしい。

【手塚委員】

- ・ 以前の検討会でも述べたが、先進的な取組をモデルとして提示することで、リユースに取り組みたいが一步を踏み出せない自治体に対し、具体的な取組例を示すことは、リユース取組自治体の拡大に非常に有効である。現時点でモデルとなる自治体が「リユース先進自治体」と定義されると考えるが、特別な定義づけは不要であり、現時点でリユースに取り組んでいるだけでも十分先行しているといえる。
- ・ その上で、事業者連携や独自のシステムを確立している自治体が現時点でのリユース先進自治体であり、他自治体を牽引する存在となる。環境省には、こうした自治体をピックアップし、全国に周知してほしい。究極的にはリユース取組自治体の拡大を目指し、最終的には全自治体がリユースに取り組む状況が理想である。その観点から施策を進めてほしい。

【環境省 村井補佐】

- ・ 手塚委員のご説明のとおり、これまでモデル事業や官民連携等でトップランナーとの接点が多かったため、横展開の手法として「リユース先進自治体の拡大」という表現を用いてきた。最終的には全自治体がリユースに取り組むことを念頭に置いており、リユース先進自治体の線引きの必要性についてはご指摘のとおり議論の余地がある。今後の支援策によっては一定の線引きが必要となる場合もあるが、底上げを重視する場合は線引きの意義が薄れるため、優劣の付け方については実態を把握しながら検討したい。

【小野田座長】

- ・ 本日、用語整理について多くのご意見をいただいたので、誤解を招かないよう整理してほしい。
- ・ 2つ目の自治体の取組等調査については、一般廃棄物実態調査の限界と、リユース視点で必要な設問の整理を進めてほしい。すべてを一般廃棄物実態調査で網羅しようとする負担が大きくなるため、その点も補足しておく。

(4) その他

【環境省 寺野補佐】

- ・ 先ほど議事1でご議論いただいたリユース等の促進に関するロードマップ（案）については、委員の皆さまからいただいたご意見を踏まえ、必要な修正を行う。3月中の発出を予定しており、最終修正案については小野田座長にご確認いただいた上で、正式に発出する予定である。よろしいか。

【一同】

- ・ （異論なし。）

3. 閉会

【環境省 金子企画官】

- ・ 活発なご議論に感謝する。今回で令和7年度の検討会は最終回となる。本日いただいたご意見を踏まえ、内容をブラッシュアップし、座長と調整のうえ、年度内に公表する予定である。
- ・ リユースは元々3Rの一つとして、2000年の循環型社会形成推進基本法の時点から位置づけられてきたが、リユースに関する制度や施策はこれまで十分でなかった。今回、定義や概念の範囲も含めて多角的にご議論いただき、方向性を整理できたことは非常に有意義であった。来年度以降はロードマップを基に、さらに深掘りしながらリユースの普及を進めていきたい。ご協力に感謝する。

【事務局】

- ・ 本日の議事概要は事務局にて取りまとめ、後日各委員の皆さまにご確認をお願いする予定である。ご協力をお願いする。
- ・ 以上をもって本日の検討会を閉会とする。

以上